

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 上下水道総務課

許認可等の内容		公共下水道受益者負担金の減免
根拠法令等及び条項		栃木市下水道事業受益者負担に関する条例第10条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市下水道事業受益者負担に関する条例第10条、 栃木市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条及び別表 第2
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成30年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市下水道事業受益者負担に関する条例抜粋 (負担金の減免)</p> <p>第10条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を免除するものとする。</p> <p>2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活の扶助を受けている受益者 その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>(5) 事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>栃木市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程抜粋 (負担金の減免)</p> <p>第11条 条例第10条第2項に規定する負担金の減免の基準は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>2～5 略</p>	

別表2（第11条関係）

公共下水道事業受益者負担金減免基準

該当条項	減額又は免除の対象となる土地等	該当する主な用途	減ずる割合（％）	
条例第10条第2項第1号	国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地	一般庁舎用地	一般庁舎	50
		学校用地	小学校	75
			中学校	
			高等学校	
		社会福祉施設用地	保育所 養護老人ホーム	75
		社会教育体育運動施設用地	文化会館 公民館 図書館	75
		警察法務収容施設用地	拘置所	75
		遺跡 史跡 文化財保存用地		免除
		病院用地		25
		公営住宅用地		25
有料の職員宿舍用地		25		
無料の職員宿舍用地		それぞれが附属している施設と同じ		
条例第10条第2項第2号	国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地	企業用財産となっている土地（本来の事業の用に供しない土地を除く。）	上水道事業 国有林野事業	25
条例第10条第2項第3号	国又は地方公共団体が公共に供し、又は供することを予定している土地		道路・河川 水路・公園	免除
条例第10条第2項第4号	生活保護法（昭和25年法律第144号）			免除

		号)による生活扶助を受けている者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる者			
条例第10条第2項第5号		事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した者			提供された土地等に対する評価の範囲内で市長が認定する率
条例第10条第2項第6号	その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地	私立学校敷地 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条zに定める学校法人が設置するものに係る土地(管理者又は職員等が住居に使用する建物の敷地を除く。)	幼稚園 学校		75
		社会福祉施設敷地 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設に係る土地(管理者又は職員等が住居に使用する建物の敷地を除く。)	保育所 養護老人ホーム		75
		境内地 宗教法人法(昭和2			50

		6年法律第126号)第2条に掲げる団体が同法第3条に規定する境内地として使用している土地(本来の目的に供しない土地を除く。)		
		墓地等 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条に規定する用地	墓地 納骨堂	免除
		消防施設敷地 消防団が消防用備品を格納する建物、その他の工作物の設置のため使用している土地		免除
		鉄道用地	軌道用地	25
		鉄道用地 公道に準ずる私道及び水路	踏切及び駅前広場	免除
			駅舎、プラットフォーム	25
			公共性のある私道で、公道に準ずると認められるもの及び水路	免除
		町内会等施設用地(管理人等の住居に使用する建物の敷地を除く。)	公民館 集会所	75
		土地の状況により公共下水道施設によって排除することができない土地	著しい低地 崖地	免除
		その他市長が特に減免する必要があると認めた土地		その実情により市長が定める